

令和6年度 加古川水系直轄管理事業
吞吐ダム他オイルフェンス更新等工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和6年度 加古川水系直轄管理事業 吞吐ダム他オイルフェンス更新等工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」 (URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html) (以下「共通事項書」という。)に基づいて実施する。) 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、直轄管理事業(加古川水系地区)のもとで管理を行っている、吞吐ダムのオイルフェンスを更新・設置すると共に、流木・ごみ等の撤去・分別・運搬・処理を行う。 併せて、鴨川ダム及び大川瀬ダムにオイルフェンス予備品を購入する。	
2 工事場所	吞吐ダム : 兵庫県三木市志染町三津田地内 大川瀬ダム : 兵庫県三田市大川瀬荒神釜地内 鴨川ダム : 兵庫県加東市黒谷地内	
3 工事概要	本工事の概要及び数量は、次のとおりとする。 (1) 工事概要 吞吐ダム オイルフェンス A 種 更新 : 60m、設置 : 60m 流木等撤去処分 : 1 式 大川瀬ダム オイルフェンス A 種 納品 : 40m 鴨川ダム オイルフェンス A 種 納品 : 40m	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期 : 令和6年12月2日から令和7年3月19日まで (余裕期間 : 契約締結の日から令和6年12月1日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項 目	内 容	摘 要						
第3章 施工条件								
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。							
2 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
3 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
第4章 現場条件								
1 ダム貯水位	本工事における吞吐ダム貯水位による工事の影響は無いものと考えているが、工事に支障が生じる場合は監督職員と協議するものとする。							
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>工 事 名</th><th>工 期</th></tr></thead><tbody><tr><td>吞吐ダム取水ゲート塗装他整備工事</td><td>R6. 9. 12～R8. 2. 13</td></tr><tr><td>吞吐ダム取水設備フローティングスクリーン他整備工事</td><td>R6. 8. 9～R7. 3. 16</td></tr></tbody></table>	工 事 名	工 期	吞吐ダム取水ゲート塗装他整備工事	R6. 9. 12～R8. 2. 13	吞吐ダム取水設備フローティングスクリーン他整備工事	R6. 8. 9～R7. 3. 16	
工 事 名	工 期							
吞吐ダム取水ゲート塗装他整備工事	R6. 9. 12～R8. 2. 13							
吞吐ダム取水設備フローティングスクリーン他整備工事	R6. 8. 9～R7. 3. 16							
3 第三者に対する措置								
(1) 騒音、振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。							
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。							
(3) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。							
(4) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。							
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 道路の通行止を行う場合は、交通誘導員を配置するものとする。							

項 目	内 容	摘 要												
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、製品の搬入出等において、車両からのほみ出し等を防止しなければならない。													
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。													
4 工事用道路	本工事に利用する各ダム堤体道路は4 t 車の進入が可能である。													
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。													
第5章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。													
第6章 工事用材料														
1 見本又は資料の提出	以下に示す主要材料は、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得ることとする。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>オイルフェンスA種</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	オイルフェンスA種	カタログ、試験成績書等									
材 料 名	提 出 物													
オイルフェンスA種	カタログ、試験成績書等													
2 引渡方法等	材料の引渡し方法等は次のとおりとする。 <table><tr><th>場所</th><th>引渡し時期</th><th>引渡し方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>兵庫県三田市大川瀬荒神釜地内</td><td>7年2月</td><td>積込・運搬は本工事受注者が行う</td><td></td></tr><tr><td>兵庫県加東市黒谷地内</td><td>7年2月</td><td>積込・運搬は本工事受注者が行う</td><td></td></tr></table>	場所	引渡し時期	引渡し方法	備考	兵庫県三田市大川瀬荒神釜地内	7年2月	積込・運搬は本工事受注者が行う		兵庫県加東市黒谷地内	7年2月	積込・運搬は本工事受注者が行う		
場所	引渡し時期	引渡し方法	備考											
兵庫県三田市大川瀬荒神釜地内	7年2月	積込・運搬は本工事受注者が行う												
兵庫県加東市黒谷地内	7年2月	積込・運搬は本工事受注者が行う												
第7章 施工														
1 一般事項	(1) 共通事項 1) 工事施工に先立ち工事区域の既存施設等を確認し、施工に伴う被害等が起きないように施工計画書を樹立しなければならない。 2) 工事用地周辺は、受注者の責任において整理整頓に努めなければならない。													
2 流木等撤去工	(1) 検測又は確認 本工事は、下表に示す通り検測又は確認を受けるものとする。また、流木・枝葉・草・プラスチック類等撤去範囲の撤去前・撤去後、流木・枝葉・草・プラスチック類等の分別前・分別後の状況を写真撮影し、整理するものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>備考</th></tr><tr><td>オイルフェンス、及び流木等撤去工</td><td>・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別状況 ・処理運搬車両への積込状況</td><td>・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別時 ・処理運搬車両への積</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度	備考	オイルフェンス、及び流木等撤去工	・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別状況 ・処理運搬車両への積込状況	・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別時 ・処理運搬車両への積						
工種	確認内容	確認時期・頻度	備考											
オイルフェンス、及び流木等撤去工	・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別状況 ・処理運搬車両への積込状況	・流木・枝葉・草・プラスチック類等分別時 ・処理運搬車両への積												

項 目	内 容				摘 要
			込完了時		
	(2) 流木等撤去工 1) 流木・枝葉・草・プラスチック類等の処理範囲については施工詳細位置図に示すとおりである。 2) 集積範囲については、施工詳細位置図に示している流木・枝葉・草・プラスチック類等撤去範囲に浮遊している流木・枝葉・プラスチック類等とし、集積・分別・運搬処理については、以下のとおり行うものとする。 ①流木等集積工 ダム貯水池内の流木・枝葉・草・プラスチック類等の引き上げを行い、施工詳細位置図に示す分別作業箇所まで運搬するものとする。また、引き上げ作業は図面の流木等引上場所を想定している。 なお、流木等の引き上げ作業時は、通行止めを行う計画としている。 ②流木等分別工 分別作業箇所において、流木・枝葉・草・プラスチック類等に分別を行うものとする。 ③流木等運搬・処理工 流木は（株）池澤、枝葉・草は、三木市清掃センターでの処理を想定している。また、廃棄物処理に係る領収書の写しを提出すること。 ただし、上記処理施設で処理できない廃プラ（オイルフェンスも含む）、金属くず、ガラ陶他の混合物は、歩信栄建設（株）西脇環境センターでの処理を想定しており、処理後はマニフェストを提出すること。				
3 オイルフェ ンス撤去・設 置工	(1) 一般事項 オイルフェンスの撤去・据付の際は、他設備に損傷等を与えないように十分留意して施工するものとする。 (2) 施工 オイルフェンスの設置については、既設と同様に補助ロープに繋げ、折り重ならないようダム湖内に張り出すものとする。				
4 設計図書の 充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。				
5 その他	(1) 工事で作業船を使用する場合、発注者にて貸与する。なお、借受等の詳細については、別途監督職員と協議するものとする。なお、使用する燃料等は受注者にて準備することとする。 (2) 作業船を使用する場合、二級小型船舶操縦士以上の船舶操縦免許を保有する者が従事することとする。				
第8章 施工管理					
1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。				
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告し				

項 目	内 容	摘 要
第9章 条件変更 の補足説明	なければならない。 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 契約図書に示す数量に変更があった場合 2) 不可抗力によるもの 3) 関係機関との協議による変更 4) その他監督職員が認めた事項	
第10章 公共事業 関係調査に 対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第11章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2 週休2日 による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。	

項 目	内 容	摘 要												
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評価実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上													
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上													
労務費	1.02													
機械経費（賃料）	1.02													
共通仮設費（率分）	1.02													
現場管理費（率分）	1.05													
3 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は													

項 目	内 容	摘 要
第12章 定めなき 事項	適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	